

福岡県医師互助会臨時総代会挨拶

平成 20 年 3 月 4 日（火）17:00

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。

平成 18 年 4 月 1 日任意共済の契約者保護を目的に改正保険業法が施行され、福岡県医師互助会も原則保険業法が適用になります。

現行のままでは、任意共済（根拠法をもたない共済）である互助会の運営は、保険業法上できなくなりますが、公益法人が実施している任意共済は保険業法第 5 条により「特定保険業」として当分の間、経過措置が図られております。

一方、公益法人改革関連三法が平成 18 年 5 月 26 日に成立し、平成 20 年 12 月から施行予定であります。福岡県医師会は新たな公益法人に移行する方向で準備を進めておりますが、移行した時点で福岡県医師互助会の運営ができなくなります。

以上の状況で、平成 19 年 11 月 7 日に互助会全理事会を開催し、各方面からのご意見を伺うことを目的として、特別検討委員会を設置することにいたしました。

平成 20 年 1 月 23 日に特別検討委員会を開催し、各ブロック世話人、顧問弁護士、顧問会計士の先生方の出席をいただき、今後の互助会の方向性について検討していただきました。

今後の互助会運営をあらゆる角度から検討していただきましたが、医師会としての医師互助会の存続は困難であり、特別検討委員会では、解散は止むを得ないという結果に達しました。

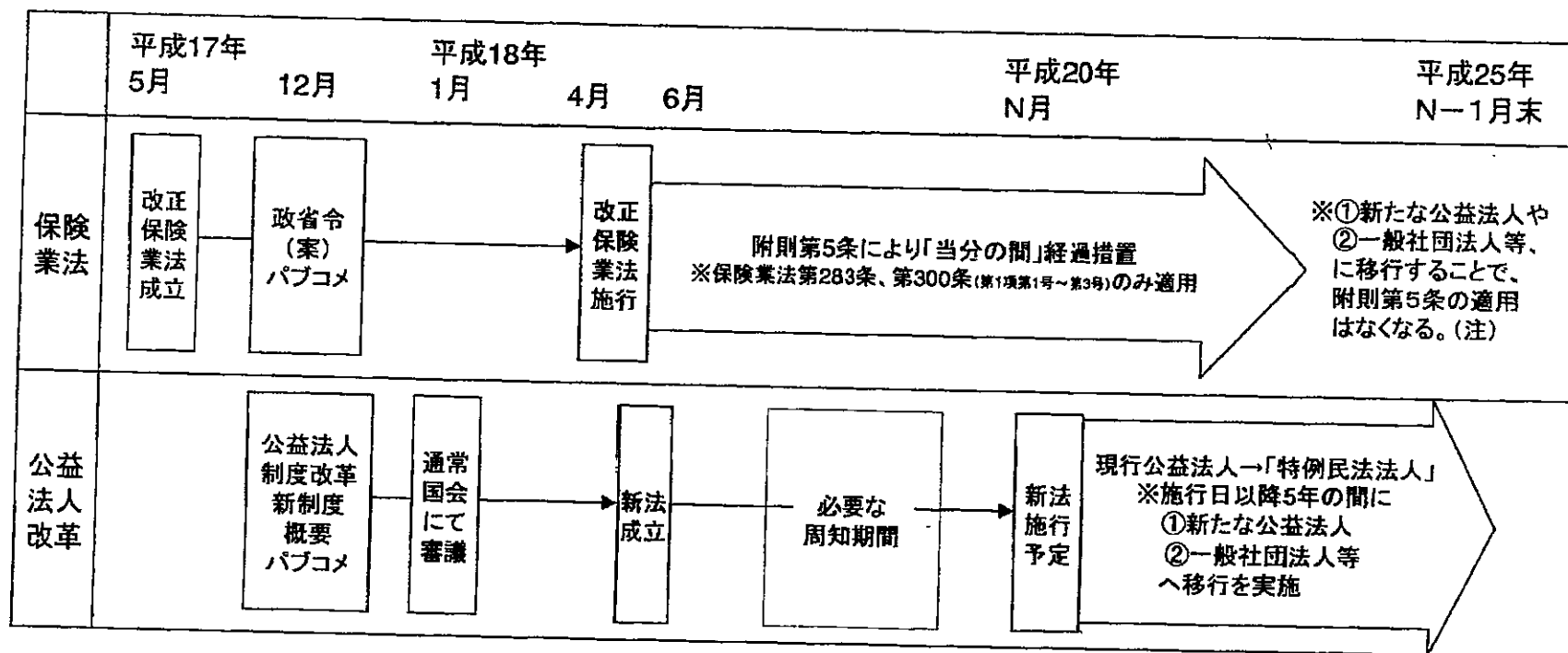
その後、2 月 21 日の全理事会において、特別検討委員会の結論をもとに、協議いただきましたが、やはり解散せざるを得ないとの結果でありました。

本日は、担当からもくわしく説明がありますが、今後の医師互助会のあり方について、総代の皆様にご協議いただくため、臨時で総代会を開催させていただきました。非常に重要な問題でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 公益法人改革による影響(保険業法の経過措置について)

<2> 公益法人改革による影響

- ◆改正保険業法では、公益法人が現在実施している「根拠法のない共済」は、「特定保険業」として「当分の間」経過措置が図られ継続可能となっています。
- ◆経過措置の主な理由は「公益法人改革」との整合性でしたが、公益法人改革関連3法が平成18年5月26日に成立したことにより、新たな公益法人などに移行後は本経過措置の適用は受けられなくなります。
- ◆今後のスケジュール感は下記の図のとおりです。



注) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益法人財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第197条により修正 ※詳細は次ページをご参照ください。
これにより、①新たな公益法人や②一般社団法人等に移行した場合、保険業法の規定が適用されることになります。

